

問い合わせ先  
 県土マネジメント部建設業・契約管理課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

## 令和5年度 第2回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和5年11月2日(木) 修徳ビル 中会議室	
委員	委員長 仁木 恒夫 熊谷 礼子 藤平 眞紀子 清水 陽子 西田 尚造	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年7月31日	
抽出案件	6 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、談合情報等について説明
一般競争入札	5 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	以下参照	
審議の結果	抽出案件については、不正を疑わせる内容は確認できず、概ね妥当であるとする。	
	質 問	回 答
<b>案件1 一般国道369号 植栽工事(花いっぱい推進事業(大宮通り)他)及び一般国道369号他植栽工事(花いっぱい推進事業(大宮通り)他)</b>		
○「工事を2つに分割した」というのは、「工事の場所で2つに分割した」とのことであるが、もう少し細かく分割するという案はなかったのか。	●「細かく分割すればするほど、まとまった時期に一斉に工事に入ることができる」という利点はあるが、発注にはある程度の規模も必要であるため、例年2箇所に分割している。これが期間内に作業ができる適切な量だと考えている。	
○毎年同様の方法で発注しているのか。	●毎年同様の方法で発注している。	
○例年最低制限価格で落札されるのか。	●受注意欲が高い業者が多いため、そのような状況になっていると考えられる。	
○全ての業者が同じ金額で応札しているが、案件1は案件2以降とは異なり技術評価点がない中で、落札者はどのように決まったのか。	●同額で入札があった場合は、くじにより落札者を決定しなければならないと入札執行要領で決められているため、くじにより決定した。	

<b>案件2 (仮称)葛下流域貯留施設建設工事(受託単独河川改良事業)</b>	
○配置技術者の要件について、「入札説明書の要件を満たす者」と記載があり、いずれかに該当することとして、「1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士の資格を有する者」とあるが、それぞれの資格がカバーしているものは重複するのか。	●配置技術者については、監理技術者と主任技術者があり、それぞれについて決められた資格を求めたものである。どちらを置くかは発注金額により決まるものであり、個別の工事によって使い分けているわけではない。 資格要件は当該工事を施工管理するために必要なものとして設定したものであり、当然これらの資格についてはそれぞれに特徴があるが、いずれも十分な施工管理を行うことができる資格と考えている。
<b>案件3 一般国道169号 白川橋 橋梁塗装工事(道路メンテナンス事業(国道橋りょう補修))</b>	
○安全対策が必要であることから予定価格が高額になったとのことであるが、具体的にはどのような工事内容であるのか。	●山間にあるトラスの橋梁について、経年により塗装の劣化が見られるため、剥がして塗り替えを行う工事である。古い塗装の場合、PCB等現在使用が中止されている成分が含まれていることから、周辺への飛散防止対策としてシートを二重にしたり、作業員が吸い込まないように防護服を着たり、剥がした塗装が防護服に付着することを想定して付着した塗装を回収するためにクリーンルームを設ける等の対応が必要になるため、予定価格が高額となったものである。
<b>案件4 県営住宅天理南団地集会所(本体及び増築棟)耐震・大規模改修工事(県営住宅環境改善事業(耐震)(補助分)及び県営住宅環境改善事業(補助分))</b>	
○入札参加資格の格付けがB等級の者による一般競争入札ということであるが、B等級とはどういったものであるか。	●建設業許可の区分や受注した工事の実績等に応じて格付けを行っている。県の発注基準で言うと、本案件のような建築一式工事の場合、1千万円以上3千万円未満の案件については、B等級に格付けされた業者による一般競争入札が実施されている。
○一者応札であった理由が技術者不足とのことであるが、今後対策できることがあればお聞かせ願いたい。	●建築工事については、民間工事が多く、公共工事は全体の1割にも満たないという特徴がある。その中で、民間工事に従事している業者が多いため、応札者数が少なくなっていると考えられる。県においても、発注時期や開札時期をずらす等、業者が入札に参加しやすくなるような工夫は行っているものの、民間工事が好調であることもあって参加者が少なくなっている。
<b>案件5 奈良東養護学校トイレ洋式化工事</b>	
○落札金額だけではなく、他業者の応札金額も予定価格に比べ随分と低かったが、今後県立高校でのトイレ改修における予定価格の算出に当たって見直しを行う点はあるのか。	●本件工事は比較的単純な工事なので、教育委員会事務局で発注した。教育委員会事務局に技術専門職がないため県の積算基準に基づいて予定価格を算出することは難しいが、今後県立高校のトイレ改修については、床等も含めて大規模に改修を予定しており、専門部局専門部署の協力も受けながら工事の規模に応じた対応を行っていきたい。
○複数業者から見積もりを取ったとのことであるが、見積もりを取得した業者と入札に参加した業者は重複しているのか。	●見積もりを取得した2者からは応札がなく、それ以外の3者が応札した。
○見積もりを出した2者が応札しなかった理由としては何が考えられるのか。	●特段把握していない。

○最低制限価格を定めなかった理由は、工事の規模が小さかったからか。	●今回は比較的単純な工事であったため業者に見積もりを取り予定価格を決定したが、市場価格を踏まえた県の積算基準で積算された予定価格に比べて信頼性が低くなることから、見積もりをベースとした最低制限価格は設定を行わなかった。
○入札金額について、落札業者とそれ以外の2者で大きな差があった。落札業者は下請けを使わないため当該金額で落札できたのではないかとの説明であったが、落札金額が妥当かどうかの確認はしているのか。	●落札金額を踏まえた調査はしていない。最低制限価格を設定する主な目的は品質確保と認識しているが、比較的単純な工事であるため、施工内容を受けて適正と判断している。
○トイレの洋式化改修とのことであるが、暖房便座へのグレードアップ、扉を変える等のトイレ空間の整備も含めた改修は考えなかったのか。	●本件工事の施工場所である特別支援学校のトイレは、生徒が教師と一緒に行ってトレーニングをする場にもなっており、できる限り早く洋式化が必要な事情があった。 ウォシュレットや暖房便座については、電気設備の工事が追加で必要となるなど、工事の規模を大きくすると工期も長くなってしまいうため、学校と相談しながら工事の内容を決めたものである。間仕切り改修は必要に応じて実施している。
<b>案件6 一般県道赤滝五條線 仮設防護柵設置工事(道路施設維持修繕事業)</b>	
○本案件の施工前に同場所で崩落物の除去工事があったとのことであるが、当該工事でも本案件と同じ業者が施工したのか。	●同じ業者が施工しているが、契約は別である。除去工事を行った後、工法を検討の上、本件工事の契約を行った。
○「この地域はこの業者が施工する」と決まっているのか。	●細々とした側溝のつまりやアスファルトの穴、落下物の除去等年間を通じて発生するもので、かつ、金額的に大きくない工事については、年度当初に当業者と「緊急維持業務の年間契約」を締結している。
○後で大幅な増額変更をしているが、問題ないのか。	●「早急に仮設防護柵を設置する必要があるが、詳細な現場状況は不明」という中で契約を行ったのが当初の契約である。その後、土の崩れ方等の現場状況を調査し、設計を行った結果、金額が増大したものである。
○増額変更はよく生じることであるのか。	●本件のように早急な対応が必要なものについては、早期に現場の復旧のため施工する必要があることから、その時点で分かっている状況を基に契約を行っている。そのため、後で対応が必要な内容が確定した段階で増額の変更が生じることが多い。